

学校いじめ防止基本方針

平成31年4月

福島県立只見高等学校

福島県立只見高等学校（以下「本校」という）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものと認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1. 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2. 基本方針

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止等のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

①名称

「いじめ対策委員会」

②構成員

校長、教頭、生徒指導部長、各学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭
当該生徒のクラス担任、スクールカウンセラー

③組織の役割

- i、学校基本方針に基づく取り組みの実施、年間計画の作成
- ii、いじめの相談・通報の窓口
- iii、いじめに関する情報の収集と記録、共有
- iv、いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応のための連絡調整
- v、関係生徒への事情聴取、支援体制・対応方針の決定、保護者との連携

(3) いじめの未然防止のための取り組み

- ①生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ②生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③教職員に対し、いじめの防止に関する研修を実施して資質の向上を図る。
- ④保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取り組みについて理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取り組み

- ①教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて適切に取り扱う。

- ②面接週間や定期的なアンケートを実施し、昼休みの校内巡視や普段の授業を通して日頃から生徒とコミュニケーションを積極的に図り、小さな変化を見逃さないように生徒の様子を観察し、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ③生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめに対する措置

- ①いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を、生徒指導部長を経由して校長に報告する。
- ②いじめの認知については積極的に行うこととし、いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又は保護者等に対する支援を継続的に行う。
- ③いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言は心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の協力を得ながら継続的に行う。
- ④いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ⑥ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- また、書き込み等の削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて法務局人権擁護部や所轄警察署、外部機関と連携して対応する。

⑦重大事態発生時の対応

〈重大事態とは〉

ア、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〈重大事態の報告〉

重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

〈重大事態の調査〉

- ア、重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- イ、全校生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。
- ウ、いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。

(6) 年間計画

| | 生徒指導計画 | 面談・実態調査の実施計画 | 校内研修計画 | いじめ対策委員会等 | 評価計画 |
|-----|----------------|------------------|---------|-----------|-------|
| 4月 | 入学式・始業式 | 教育相談週間 | | 第一回会議 | |
| 5月 | | | SCによる研修 | | |
| 6月 | | 学校生活環境についてのアンケート | | | |
| 7月 | 情報モラル教室 終業式 | | | | |
| 8月 | 始業式 | | | | |
| 9月 | | 教育相談週間 | | | 中間評価 |
| 10月 | | 学校生活環境についてのアンケート | 校内研修 | | |
| 11月 | | | | | |
| 12月 | 終業式 | | | | |
| 1月 | 始業式 | | | | |
| 2月 | | 学校生活環境についてのアンケート | | 第二回会議 | |
| 3月 | 卒業式・終業式 | | | | 年度末評価 |

(7) 評価と改善

- ①学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取り組みについての評価を行う。評価の方法は、職員、生徒、保護者によるアンケートとする。
- ②評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。

重大事態への対応

